

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成16年1月から17年8月までは20万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月から18年8月までは20万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月から19年2月までは22万円、同年3月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

申立期間②から⑧までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は8万円、申立期間③は15万円、申立期間④から⑥までは18万円、申立期間⑦及び⑧は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月1日から19年9月1日まで
② 平成16年7月30日
③ 平成16年12月24日
④ 平成17年7月29日
⑤ 平成17年12月22日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年7月31日

預金通帳の振込額と比較して、記録されている標準報酬月額が低額であるので正しい年金記録に訂正してほしい。

また、賞与についても届出が行われておらず記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成18年12月1日から19年3月1日までの期間の標準報酬月額については、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳に記載された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額から、また、19年3月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、上記資料に記載された厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額から、18年12月から19年2月までは22万円、同年3月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、給与明細書及び賃金台帳が無い平成16年1月1日から18年12月1日までの期間の標準報酬月額については、給与支払報告書及び金融機関への給与振込額から推認し、16年1月から17年8月までは20万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月から18年8月までは20万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②から⑦までについて、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、上記資料から、厚生年金保険料額及び申立人の賞与額に基づき申立期間②は8万円、申立期間③は15万円、申立期間④から⑥までは18万円、厚生年金保険料額に基づき申立期間⑦は17万5,000円とすることが必要である。

申立期間⑧について、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事

業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、上記資料に記載された厚生年金保険料額に基づき 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑧までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成17年5月、同年7月及び同年8月は19万円、同年9月及び同年10月は18万円、同年11月から18年8月までは19万円、同年9月及び同年10月は18万円、同年11月から19年2月までは20万円、同年3月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

申立期間③から⑦までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③は8万円、申立期間④及び⑤は15万円、申立期間⑥及び⑦は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年5月1日から同年6月1日まで
② 平成17年7月1日から19年9月1日まで
③ 平成17年7月29日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月31日
⑥ 平成18年12月25日
⑦ 平成19年7月31日

所持している給与明細書を確認したところ、記録されている標準報酬月額が低額であるので正しい年金記録に訂正してほしい。

また、賞与についても届出が行われておらず記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①、及び申立期間②のうち平成 17 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 18 年 9 月 1 日から 19 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額から、また、申立期間②のうち、17 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までの期間及び 19 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、上記資料に記載された厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額から、17 年 5 月、同年 7 月及び同年 8 月は 19 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 18 万円、同年 11 月から 18 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 18 万円、同年 11 月から 19 年 2 月までは 20 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間③から⑤までについて、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、上記資料から、厚生年金保険料額及び申立人の賞与額に基づき申立期間③は 8 万円、申立期間④及び⑤は 15 万円とすることが必要である。

申立期間⑥及び⑦について、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、賞与明細書に記載された厚生年金保険料額に基づき 14 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③から⑦までの厚生年金保険料を

納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年1月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日、資格喪失日を同年12月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 12 年 12 月 1 日まで

申立期間中に、A社で店長として勤務していたが、同事業所に係る年金記録が無い。

資格取得年月日が申立期間の途中(平成 12 年 1 月 1 日)の記載とはなっているが、社会保険事務所(当時)の受付印のある被保険者資格取得届を事業所から受け取っており、また申立期間の全てにおいて、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、元従業員の証言及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人が居住していた市が保管する平成 13 年度(平成 12 年分)給与支払報告書により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与支払報告書から確認できる支払金額及び社会保険料等の金額に見合う標準報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

また、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、A社は保険料を納付していないと考えられる旨回答している上、社会保険事務所において保管されるべき資格取得届を申立人が所持していることから、同届書は何らかの理由により社会保険事務所から返戻され、再度届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年12月1日から12年1月1日までの期間については、申立人は給与明細書を保管しておらず、また、A社は賃金台帳を保管していない上、申立人が居住していた市は平成11年度及び12年度（平成10年分及び11年分）給与支払報告書を保管していないことから、保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として上記期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで
亡き母がいつから勤務していたか分からないが、昭和 19 年 10 月 1 日に A 社 B 工場で資格取得している記録が見つかり、私の記憶では、私が幼稚園へ入園するまで同事業所で勤務していたと思うので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳から、申立人が A 社 B 工場において、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる (資格喪失日不明)。

しかしながら、厚生年金保険法が一般職員及び女子に適用されたのは、昭和 19 年 6 月 1 日に施行されてからとなるが、厚生年金保険料の徴収は、同年 10 月 1 日からであることから、同日以前の期間は年金の計算の基礎とならない期間となる。

また、申立人の申立期間の勤務について、上記払出簿で申立人の前後合わせて 100 人のうち、連絡先の分かった 20 人に照会したところ、10 人から回答があり申立人を知っている者は一人いたが、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることはできない。

さらに、申立てに係る事業所の事業を引き継ぐ事業所も、申立期間当時の書類を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無は不明である旨回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。